

第2章 アジア社会主義国

はじめに

アジア社会主義はどこへいくのか、発展・開発のゆくえ

東欧における社会主義諸国の大変動と比較すると、一九九一年現在、社会主義の中国、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）、ベトナムの三国はまつたく動かないようみえる。しかし対外開放、現代化、ドイモイ（刷新）などの変動要因は存在している。アジアの社会主義とは何か、中国、北朝鮮などはどこへいくのか。こうした疑問が日本の経済界や国民一般に広く存在している。中国は、西欧式、アメリカ型の十八世紀的自然権論、二十世紀ドイツ型などの社会権論を批判し、発展権、集団的人権などを発展途上国の第三世代の新しい人権として支持している。第三世界の国際経済環境の改善を前提として国際経済協力と、ハイテク時代における鎖国からの解放を主張しているのである。積極的人為的概念として開発、開発法を主張する場合、そして世界共通の発展をイメージする場合にも、この現象をどのようにとらえるべきか。それは開発独裁の一

変種であるのか。アジア社会主義は東欧諸国の多党化、ソビエトの共産党一党独裁の崩壊に比すれば、あえて一党独裁の強化の方向に向かい一つあるようにもみえる。アジア社会主義型開発独裁は中央権力の拡大強化という方向に後退するのか。この問題は今日の最大の難問であり、国際経済協力を推進する日本の経済界にとつても、未来にかかる基本問題である。しかもまだその研究はほとんど初步的段階にあるといつてもよい。アジア社会主義分析の基礎知識はどこにあるのか。以下検討していこう。

資本主義の成熟発展をとび越してきた国の類型

東欧の社会主義国家は多様であるが、社会主義権力を確立してからも、旧時代の資本主義法を継承したり、そのまま用いてきたりした国もある。中国ではこれと反対に国民党の六法全書つまり旧法は廃止している。北朝鮮も、日本の植民地時代の法律を廃止している。つまり独自の力で社会主義権力を確立し、独自の解放区以来の革命的法伝統をもつてゐるのである。東欧社会主義はこれと異なり、社会主義権力の確立を外圧の援助で行なつた国もあり、またそれぞれ資本主義的立憲国家の経験をもち、多様な市民社会形成の前史をもつてゐる。中国の旧植民地上海にも民族資本や外国資本主義は存在したことがあるが、半封建、半植民地の帝国主義支配下の資本主義である。つまり中国は真正の近代資本主義的立憲主義の道を通らずに、主体的な資本主義の成熟発展をとび越して、社会主義建設を行なわざるをえなかつたのである。帝国主義の外圧が民族資

本の発展による近代化をおしつぶしたのである。その社会主義中国が、一九七〇年代、八〇年代に現代化を行ない、資本主義的上部構造や近代的インフラの欠落のうえに、資本主義的管理技術を適用しようとしているのである。東欧のように資本主義の成熟発展の前史をもち、外圧で社会主義化した社会が資本主義へ復原を指向しようとすると、中国、北朝鮮、ベトナムなどのように資本主義の独自の主体的発展を「とび越し」、半封建、半植民地から内発的にかつ主体的に社会主義革命に成功した社会が現代化、外向けの開発を行なうのとでは、類型論からみてもまったく正反対といつてもよく、歴史的前提条件が異なる。

基礎理論

アジア社会における安田氏の共同・指令・市場の三法理の理論も、筆者の基礎理論からみるとこうなる。つまり近代社会における商品交換に典型的にみられる、平等な自律的個人を前提とする市場法理は、地縁共同体、血縁共同体、宗教的社會など多様なアジアの共同法理との構造分析なしには、アジアの社会には貫徹しない。またそれは、大統領型独裁の形をとるにせよ、一党独裁の形をとるにせよ、説得的・操作的であるにせよ、権威的、威嚇的であるにせよ、計画経済体制における指令法理とも構造的に関連していく。それが前近代的専制権力であるか、第三世界型の資本主義発展志向の開発独裁権力であるか、アジア社会主義型開発独裁権力であるかはまた後にふれたい。また韓国や台湾の資本主義の発展、中間層の増大とともに民主化の前進とどう関

連するかも今後の課題である。

アジア社会主義型開発独裁の複雑性と独自性・普遍性

経済改革や政治改革・安易なアジア型ペレストロイカなどを断定的に予測することはできない。安田氏の分析をここで借用してみれば、アジア社会主義法全体は「共同法理」を基盤とし、経済改革、「市場法理」の拡大を指向し、上からのプロレタリアート独裁による「指令法理」を貫徹しようとしている。三部分相互の矛盾、ないし三部分それ自体の内部に矛盾を抱えているともいえる。これも一応の仮説なので、中国の法理を北朝鮮の法理にあてはめることは無謀である。まして特殊日本型の現代法の規準で一刀両断し、日本法の優越性を誇示することなど問題にもならない。アジア社会主義の事実上の官職の世襲を笑うならば、アジアの神權君主制とすら共通点もあり議員の事実上の世襲化の進行もある日本社会にも「共同法理」が存在しているということであろうか。日本の企業社会、金融業界などもまた、欧米の論者の指摘をまつまでもなく、特殊なものである。そしてそれは単なる「おくれ」ではないのである。

アジア社会主義、中国においては、ムラ共同体、軍事独裁の「おくれ」と経済改革、政治改革の「すすみ」の構造関連を見誤り、単純素朴なブルジョア的民主を主張すれば、それは逆に封建的野蛮を噴出させもする。文化大革命におけるリンチの横行、天安門事件の軍事弾圧など数度にわたる実例と実証が存在するにもかかわらず、日本・欧米の理論はたびたびそれを見誤っている

のではないか。問題はどのような段階を経て普遍的人権に到達するかである。

韓国・台湾の民主化とアジア社会主義の方向

アジアの資本主義発展志向型開発独裁国家では、都市化が進み、中産階級が増大し、社会が多元化するにつれて、民主と人権による改革運動が進み、韓国でも多元的社会の中立的調整者・人権の守り手としての司法権の独立も実質化してきている。「市場法理」の場は拡大し、ムラ社会の下部構造は消えてゆく。しかし韓国・台湾ではともに「すすみ」を支える上部構造の「おくれ」は直線的には消えてゆかない。やはり「おくれ」が「すすみ」を支え重層化して存在している。ここにもアジア社会主義・アジア資本主義の科学的分析の共通の困難な課題がある。アジア社会主義も時を経て普遍的人権を受容し、アジア型の独自の開発法・発展の権利を総合的に完成してゆくであろう。二一世紀のアジアの時代とはそのようなものであろう。

1 中國法

宗法社会の残存と再編成

最近、中国において儒教倫理の再評価が行なわれ、また底辺に残存する宗法社会が問題とされ

ている。それが旧社会の残存物であるにとどまらないことは、中共中央の理論誌である『求是』に「法があつても守られない現象を考える」という論文が掲載されることでもわかる。伝統的文化の悪影響として、権力を重んじて法を軽んじ、人治を重んじて法治を軽んずるその原因の一つとして、今日でも、「宗法社会」の構造と倫理観念があげられている。法よりは家族本位、疑似血縁共同体のおきて倫理を重んじ、法よりは伝統道德を重んずる。『求是』のある論文では、武漢市では毎年二五九万の契約が守られていないとしている。数百万の契約や莫大な数の法や地方法規は何のためにあるのかということになる。法学会の大長老張友漁氏は、法があつても守らなければ法なきに等しいと述べている。複雑な血縁の網の目と「封建宗法」は「門閥作風」を生み出し「政法幹部父子兵」という用語さえある。そしてこれは一九八〇年代からひどくなり再生産された新現象であるともされている。「一朝天子一朝臣」などという私的な人事行政が横行し、農村では、刑法も税法も知らず、リンチを行ない、罰金を私的にとりたてる「土皇帝」が厳然と存在する。こうした封建主義を社会主義だとする新現象は何故生まれるのか。

「すすみ」が「おくれ」を生み出す

代表的経済学者劉国光氏の「経済体制のモデルを改造し、社会主義制度を完備しよう」(『経済研究』一九八四年十二月号)という論文がある。そこでは、中国の社会主義建設の歴史は、さまざまな改革によつても伝統型の自然経済思想による「供給制モデル」を変革しないばかりでなく、

かえつて強化し、いま中国はここからティク・オフ「起飛」するのだと述べられている。他の学者も原始的莊園制さながらともいう、ムラ社会の自給自足型モデルをどのように変革するのかは一つの問題であり、さらに下部構造のみでなく上部構造のこの封建残余、宗法社会をどのように近代化するかという問題がある。社会主義の「すすみ」はかえつて「おくれ」を再生産する。しかし、近代日本の開発独裁、明治維新の大久保独裁などを例にあげるまでもなく、現代のアジア社会では「おくれ」はしばしば急速な「近代化」を加速する側面がある。中国の特色を有する「現代化」とは何か。これは世界の、そして中国の未だ解決しえない一大問題である、というよりは、まだこの課題が意識さえされず、絵空事、虚言と考へる初步的段階にある。

中国法の源流

社会主义中国の法の源流は古く、辺区、解放区における法伝統と毛沢東の実践に由来する。延安の中国社会主义の原点においては、都市に農民を呼びつけるのではなく、裁判官（専員）のほうが農家をまわって歩く、農村本位の、（法庭中心や判決中心ではない）農民との話し合い調停中心の裁判制度がある。これは解放区における人間解放の「すすみ」と、中国農村のムラ社会の話し合い、モラル尊重の「おくれ」を結合させた、きわめてすぐれた中国の特色を有する司法制度であった。今日の中国の司法制度がこの原型を現代化に生かしえないのは何故か。朝鮮戦争以後の資本主義側の中国孤立化政策は、中国の司法制度・プロレタリアート独裁の孤立化をも生み、資本主義法

との断絶はいつそう加速された。ブルジョア的人権は、階級闘争における敵味方の矛盾として、話し合い調停を主とする人民内部の矛盾などとは、厳しく区別された。文革の悲劇もこうした階級闘争万能の理論から生まれた。

打倒すべき対象は、今日からみれば、文革論者のいうブルジョア的権利ではなく、封建遺毒であり、プロレタリアート独裁の「官倒」といわれる汚職の横行、共産党幹部の門閥作風であり封建的官僚主義であつたことは明らかである。資本主義的合理主義と権力への制限規範としての法が存在しない、ムラ社会の伝統こそが闘争の対象であり、封建残余の再生産こそが問題であつたのである。

一九六〇年代からの中国の法理論の基礎となつた資本主義から社会主義への全過渡期に存在する複雑な矛盾の指摘は誤りではない。資本主義の主体的発展により封建遺毒を一掃できず、農村のすみずみに存在する「おくれ」は単純には一掃できない。しかし、ここではブルジョア的権利が多すぎるのではなく、むしろ資本主義の発展により培養されるはずの社会的大生産、合理主義と商品経済の発展が必要であった。文革のブルジョア的権利批判や司法制度破壊は、封建的ムラ社会の野蛮なリンチと混乱を噴出させた。共産主義の理想が実現されるのではなく、カオスの情況が噴出したのである。

合理的法観念・体系の欠落

中国における法秩序無視の傾向はしばしば研究者により「法ニヒリズム」といわれることがあるが、そもそも法の典型としての近代法が実在していないところで、そのニヒリズムが生まれるはずはない。ツアーリズムのなかでも司法権は一応独立し、パシユカーニスのように商品交換過程の即事的反映を法としてとらえることのできたソビエトでは、「法ニヒリズム」はなお存在しえたであろう。中国では法体系の欠落というべきであろう。

中国では嵐のような多数の法制定が表面的に流行する今日でもプロレタリアート独裁の弾圧法規としての刑法典は実在するが、民法典は、総則と個別法規のみで、体系としては存在しない。

政策優先とムラ社会の調停

中国には「政策は法の魂である」ということがいわれた。プロレタリアート独裁の政策が法の指導原理、魂とされたのである。法は体系性を欠くから、行政権の裁量が重視される。「法の支配」ではなく、プロレタリアート独裁の手段としての法が存在し、法体系を前提とした法規範の自律的貫徹はみられないともいえる。したがって厳格な法規範の論理は表面的なものにとどまる。実質的にはムラ社会では、法よりはムラ社会の社会幹部・ボスの調停、ムラ社会のおきてが実効性を有する。したがって紛争は訴訟よりは、ムラ社会の「調停」によって解決される。「調解為主」である。しかし近代的司法制度下の「調停」もあり、対外経済紛争では仲裁も重視される。

さまざまの段階で法よりは人による話合いが、現代的司法制度の裏面にも存在するといえよう。さきの理論誌『求是』では、都市においても契約は守られていないとしており、人に対する信頼が前提とならなければ契約文書は実効性がうすい。一九八五年に、農村などの人民調停委員会は百万に近く、裁判所の約十倍ほどの事件処理能力がある。

中國的特色を有する現代化

現代化の主張そのものはすでに早く、一九六四年に周恩来によって四つの現代化（農業・工業・科学技術・国防の現代化）が問題提起された。しかし内在する重層的で複雑な矛盾に対する見忘れは、文化大革命の急進論を生み、ムラ社会の大がまの飯を皆で食う、ムラ共同体的伝統を再生産し、野蛮な封建的暴力を、目標とは逆に噴出させ、中国全体の現代化はかえつて致命的な逆行をみせた。七九年、鄧小平は中国の実態に即した中国式の現代化を説いた。その後「中国の特色を有する社会主義」とは何かが論争点となつた。鄧小平自身、社会主義中国の現在の官僚主義は、資本主義の官僚主義とも異なり「ひどい場合には奴隸的な屈従」もあり、思想、政治面の全般にわたり「封建思想が資本主義思想や植民地的奴隸思想と浸透しあつてゐる」としてゐる。中国の指導的文献とされているこの『党と国家の指導制度の改革について』をみれば、私腹をこやし、まいないを送り、法をまげるなど、すさまじい中国の現状が理解できる。

すさまじい複雑さは下部構造の重層性にも、その基礎を有している。一九八二年の新憲法制定

の際の彭真の憲法報告も、経済的土台は、国営経済、集団経済、個人的経済が単に重層化しているだけでなく、土地により、時期により、事柄と人によって変わるとしている。さらに広大な国土と巨大な人口がからみあっている。

急進した経済改革

中国のその後の現代化、経済体制改革はどのように進んだか。人民公社中心のムラ社会型の集団的所有制から、個々の農家の、集団から離脱した富裕層への突進を認める「万元戸政策」が、富農への打ちこわしなどの反対を押し切って進められ農業經營を請け負う生産責任制、郷鎮企業の増加による農村の構造変化も行なわれた。都市においても、国営企業の性格に変化が生じ、党委員会の指導型から工場長責任制がとられた。株式会社制度や破産制度の導入などが行なわれ、法制度でも新しい試みが次々に行なわれたが、現代化法が定着するにはいたっていない。「経済特区」が新設され（経済法と深圳、上海をめぐる問題については、針生・一九九二年参照）、外資企業の誘致や中外合資企業が奨励された。香港、マカオの返還を展望し、資本主義との共存、一国二制度論も説かれた。一九八八年には、憲法の部分改正により、土地使用権の譲渡を承認するなどの措置もとられた。こうした経済改革の急進にともない、学生や知識層の不満と政治改革への要求が生まれ、西欧やアメリカ型の法治国家論、三権分立論、多党化論も主張された。問題は前提条件の究明があまりにも単純すぎたことにある。彼らは眞の立憲主義とは何かをよく理解せず、歐

米の対中国政策は、逆に、中国の条件をまったく真には理解していなかつたのではないかといふ疑問をもつ。現代化による社会の混乱、インフレによる生活破壊とからみ、天安門事件の不幸はこのようにして起こつた（政治・経済改革と法については、針生・一九八四、八五、八六、八八年参照）。

国内経済改革と法

一九八〇年代、従来の計画経済という指令システムに「商品経済」という市場システムの導入をはかる「経済改革」が試みられている。これをめぐってさまざまな法が制定されているが、なかでも八六年に制定された「民法通則」は重要である。民法所有権については同通則中の第五章に規定がある。日本語のテキスト、野村好弘氏らの編著である『中国民法の研究』（学陽書房、一九八七年）がある。所有権、債権、婚姻法などについて詳しい。最近では実務入門書も多い。

判例については、製造物責任に関する判例が出されており、無過失責任も一部認められるなど注目すべき変化が中国で起こりつつあることがわかる。以前の社会主義中国では、国営工場や百貨店では、買って店の外に出たら以後は責任を負わない「官商」の作風が存在する。新しい民法通則一二三六条に質量不合格商品の訴訟時効の規定や、一九八六年四月六日国务院公布の「工業製品品質責任条例」もあり、十年ぐらい前に吉林省長春で見聞した「官商」作風の変化などの実態が、このような動きによりどのように変化しているか、興味深い。経済改革により社会構造も変化し、損害賠償に関する事件も増えてきている。知的所有権法・環境法などの新しい問題もある。

天安門事件を総括する

一元的で強力な中央権力の存在と重層化する下部構造と上部構造はアジア社会型開発独裁国家の総括的特色であり、これは無限の変化をともなう。アジアで立憲主義の民主と人権、発展の権利を主張する場合には、この巨大な現象への充分な歴史的条件分析と段階設定が必要である。それが前近代的專制国家であろうと、開發独裁国家であろうと、アジア型社会主義のプロレタリアート独裁に対する場合であろうと、まず初步的に要求される前提条件であろう。この「土壤」分析なしに行なわれる急進的改革は、中国ではその失敗が初めから保証されている。

初めは学生運動であり、次に政治的動乱とされ、反革命暴動とまでいわれた天安門事件とは何であつたか。一九八九年一月、中国がまず解放しなければならないのは人権問題であるとする書簡が、方励之から鄧小平に送られ、フランス人権宣言二百年を迎えて、知識人の「新啓蒙サロン」が開かれた。民主化運動全般の啓蒙的意義は大きい。問題は封建的独裁に対する「啓蒙」に止まる意義と限界をどの程度意識していたかであろう。経済改革のもたらすインフレ、生活困難へのムラ社会の不満は大きかつたが、「啓蒙」とは距離があつたというべきであろう。ゴルバチョフの北京到着の取材に集まり、中国の民主と自由を声援した、欧米のジャーナリズムも戦車の背後にひそむこのムラ社会の重層構造の空恐ろしさをどれだけ理解していたか。たしかに、中国の封建遺毒と專制はなくさなければならない。問題はいかにしてなくすことができるかである。文革と天安門事件から世界の社会科学は何を学ぶべきか。総括はこれらの人々にとつてはまだ早い。

現代中國學の序説が書かねばならないであろう。

2 社会主義朝鮮法

朝鮮式社会主義の基礎理論と法

前述した類型論で明らかなように、社会主義朝鮮もまた、中国とは異なる形ではあるが資本主義の主体的成熟発展をとび越しているから、今日の近代化の実践と理論は、北朝鮮の特色を有する社会主義とならざるをえない。朝鮮式社会主義の研究は日本のアカデミズムや研究所の重要な課題となろう。

日本の朝鮮支配下においては、京城帝国大学に法律学の講座があつたように、法の網の目を全朝鮮にはりめぐらし、日本人官僚は「法匪」などとも呼ばれていた。朝鮮民事令、朝鮮刑事令などが導入されたが、土地所有権などにおいても、証明不可能の土地は日本人に没収されるなど、外来の植民地法は人民の権利を奪う面もあり、そのもとで新しくて近代的なインフラが発展、整備されてきていた。独立後は、朝鮮戦争により全社会はローラーをかけたように破壊され、そのもとで独自の主体的な金日成理論が形成されてきた。

朝鮮の過渡期社会

西欧式の社会主义とは異なる現実の歴史的条件は、金日成理論において早くから明確に意識されている。マルクスが念頭においたのは、農村まで完全に資本主義化されること、つまり資本主義の関係が全社會を支配するにいたつたイギリスのような発達した資本主義国で社会主義革命と建設が行なわれる場合のことである。これに反し北朝鮮は資本主義的生産力の発展とブルジョア市民革命を欠落させている。

北朝鮮の社会主義で、進んだ西欧資本主義国の技術と外資を導入する場合は、中国に劣らず複雑な問題が伏在する。例えば、北朝鮮の女性に対する社会保障は手厚く、男女平等も進んでいますが、現地での体験によれば、社会的エートスとしては女性は一步退いてつつましやかであり、男女関係、家族関係にアジア的性格が存在している。問題はあるが、上からの徳治主義、首領の偉大性、中央権力の強大さなどについても同様の傾向が潜在しているといえないであろうか。こうしたアジア的性格は悪とのみいえないのであるから、相互尊重・相互交流の途を開いて社会の底辺の調査研究を行なうべきであろう。

朝鮮式憲法の独自性

北朝鮮の社会は法無視の社会ではない。むしろプロレタリアート独裁法の社会主義建設の側面の機能が強化されつつあるといえよう。一九七二年の現行北朝鮮憲法の独自性は、「政治」、「經

済」、「文化」といった形式上の独自の章構成にもみられるが、憲法の内容においてさらに強く、チュチエ思想が明文化されている。「チヨンサンリ精神」「千里馬」「テアンの事業体系」など独自の社会主义建設の精神的、技術的原理が憲法上も使用されてきた。ソビエト法の影響は裁判所構成法や刑法などにも従来はみられたが、一九五八年の全国司法検察部門活動家会議以後はソビエト型からの離脱が始まり、今日の主体、チュチエの思想となっている。

韓国、北朝鮮の法と自由

韓国の開発独裁は、資本主義の成熟発展とテイク・オフに成功した。今日の韓国司法においては、かなり発達した資本主義法、六法全書のような法典が存在し、違憲審査権でもかなり大胆な違憲判断が行なわれ、国民の民主的部分をバックアップするまでになっている。ある意味では日本が遅れている部分がこの点ではあるともいえよう。

これに対し社会主義朝鮮の代表は第一回南北高級会議（一九九〇年九月）で、出版の自由と相手側の思想を信奉する思想の自由を提案しているから、南北両朝鮮の交流は発展の権利、開発法にあらたな課題をもたらすかもしれない。ここにも人権の普遍性とアジア社会での複雑な重層的構造がみられるともいえよう。

北朝鮮は正常な主体的資本主義の成熟発展を経ずに、逆に独自の主体思想で社会主義建設を行なってきたことは前述した。法の面では日本の植民地として、奇型の法治主義の支配網がはりめ

ぐらされていた経験をもつてゐる。統治の手段としての北朝鮮法は今日も強力である。この点は中國と異なる。しかし北朝鮮の旧社会は儒教的伝統が強く、三綱五倫のモラルや徳治主義の觀念が存在した国である。この点では朝鮮史についての深い認識が今後の交流にも必要であろう。日本の朝鮮侵略の反省自体、明確な自覺と重厚な裏づけが必要である。

北朝鮮の経済法の問題

社会主義朝鮮も建設のプロセスにおいては、厳しい効率性や合理性を求め、千里馬運動なども行なわれてきたが、今後は先進資本主義のハイテクによる管理技術が重層的に接合されてゆくであろう。その新しい構造化のゆくえは注目すべきである。

一九七二年の現行北朝鮮憲法は第二章に經濟という独自の章をもつから、北朝鮮經濟法の基本原則はそれによって理解されうる。所有制や、独自の工業化、テアン活動体系といわれる独自の經濟管理体系も規定されている。經濟諸法は七二年の社会主義財産管理法に始まり、八四年には合営法、八五年には外国人所得税法などの対外合資經營の基礎法がつくられている。外資との合弁は未だモデル的なものでソンボン（先鋒）自由經濟貿易地帯などの今後の発展が期待される。本格的な北朝鮮法理解のためには、イギリスの法の支配や、資本主義型法治主義とも異なるこの国の「社会主義法務生活」という独自の法的統制方式などを理解する必要がある。

3 ベトナム法

ベトナム法の独自性

旧中国においても封建的中央権力の法典は、農村の底辺つまりムラ社会には入ることはなく宗法社会の宗族のおきて、村の約束が倫理的に実効性をもつて支配していた。今日の中国でも政府の裁判所の判決は履行率が低く、郷規民約つまりムラ社会のおきてが支配力をもついている面もある。ベトナムにおいても、封建社会においも皇帝権力はムラ社会に入りこめず、ベトナム型の地域共同体が強い力をもつていたといわれている。しかし帝国主義の植民地時代には、旧中国の上海のように西欧諸国入りこんだ複雑な分割統治を受けることはなく、主としてフランスの植民地として一国による支配を受けていた。この点で中国とは異なる（現代ベトナムの刷新「ドイモイ」については参考文献参照）。

ベトナムとフランスの自由、平等観念

ベトナムの一九四五年の独立宣言は、フランス革命の「人および市民の権利宣言」の自由、平等を引用している。典型的な市民革命により王権を打倒し、ブルジョア主権によるブルジョア法

革命を行ない、フランス民法典を世界の資本主義民法のモデルとさせたフランスの人権観念がベトナムに観念的な影響を与えてはいるが、今日の経済法同様実効性に限界がある。また南半分はベトナム戦争により解放され社会主義ベトナムとして統一していることも今日の南北分断朝鮮とは異なり、中国とも異なる。他のアジア社会主義国は省略する。

おわりに

アジア社会主義の理論問題のまとめはすでに本章の初めに述べている。独自の伝統と独自の主体的革命の成功に基づくアジア社会主義は、ソビエトとも東欧社会主義ともまったく異なる。その比較研究は日本の社会科学研究においても、経済発展のための国民的課題であるとともに、世界の学界に対する国際的貢献ともなる。しかるに日本の大学のアジア研究は講座も少なく、国際化時代の要求にすら応えていない。アジア研究を指導できる研究者・教授の養成が、まず重要なのである。アジア関係の研究所の大学院大学の構想は、この視点から発展させられねばならない。